

食品安全委員会（第486回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成25年8月26日（月） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（7名）

熊谷 進（委員長）
佐藤 洋（委員長代理）
山添 康（委員長代理）
三森 国敏（委員長代理）
石井 克枝
上安平 冽子
村田 容常

3. 議事

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬18品目（⑨～⑱はポジティブリスト制度関連）

- | | |
|-----------|-----------------|
| ①イマザピック | ②カスガマイシン |
| ③ジメトモルフ | ④スピネトラム |
| ⑤スルホキサフロル | ⑥フルジオキサニル |
| ⑦フルフェナセット | ⑧フロニカミド |
| ⑨DBEDC | ⑩アシュラム |
| ⑪イマザピル | ⑫ノニルフェノールスルホン酸銅 |
| ⑬フルアジホップ | ⑭イマザモックスアンモニウム塩 |
| ⑮ヒメキサゾール | ⑯フェンメディファム |
| ⑰メトリブジン | ⑱リニューロン |

（厚生労働省からの説明）

・農薬及び動物用医薬品4品目（③及び④はポジティブリスト制度関連）

- | | |
|---------------------------|---------|
| ①オキサリニック酸 | ②ジノテフラン |
| ③デルタメトリン及びトラロメトリン | |
| ④ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン | |

（厚生労働省からの説明）

- ・ 農薬、動物用医薬品及び飼料添加物 1 品目
オキシテトラサイクリン
(厚生労働省からの説明)
- ・ 動物用医薬品 2 品目 (②はポジティブリスト制度関連)
①ジクラズリル ②アルベンダゾール
(厚生労働省からの説明)
- ・ 飼料添加物 1 品目
ジブチルヒドロキソトルエン
(厚生労働省からの説明)
- ・ 農薬 3 品目 (③はポジティブリスト制度関連)
①イマザピル ②イマザピック
③デルタメトリン及びトラロメトリン
(農林水産省からの説明)
- ・ 動物用医薬品及び飼料添加物 2 品目
①アビラマイシン ②ナラシン
(厚生労働省からの説明)
- ・ 遺伝子組換え食品等 1 品目
p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草
剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ SYHTOH2 系統
(厚生労働省及び農林水産省からの説明)
- ・ 特定保健用食品 1 品目
レア スウィート
(消費者庁からの説明)

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「オルビフロキサシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集
について
- ・「オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤」に関する審
議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に關するワーキンググループ）における審議結果について

- ・「フラボフォスフォルポール」に関する審議結果の報告と意見・情
報の募集について

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬「シアントラニリプロール」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬「ピリミジフェン」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が別に定める物質(対象外物質)「アザジラクチン」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬取締法第2条第1項ただし書きにおいて、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(特定農薬)「エチレン」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬取締法第2条第1項ただし書きにおいて、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(特定農薬)「焼酎」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬取締法第2条第1項ただし書きにおいて、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(特定農薬)「電解次亜塩素酸水」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 動物用医薬品「エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統」に係る食品健康影響評価について

(5) 食品安全関係情報(7月27日～8月9日収集分)について

(6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成25年7月分)について

(7) その他

4. 配布資料

(1-1) 食品健康影響評価について

(1-2) 「イマザピック」「カスガマイシン」「ジメトモルフ」「スピネトラム」「スルホキサフロル」「フルジオキサニル」「フルフェナセット」「フロニカミド」「DBEDC」「アシュラム」「イマザピル」「ノニルフェノールスルホン酸銅」「フルアジホップ」「イマザモックスアンモニウム塩」「ヒメキサゾール」「フェンメディファム」「メトリブジン」「リニューロン」「オキサリニック酸」「ジノテフラン」「デルタメトリン及びトラロメトリン」「ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン」「オキシテトラサイクリン」「ジクラズリル」「アルベンダゾール」並びに「ジブチルヒドロキシトルエン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

(1-3) 「イマザピル」、 「イマザピック」 及び「デルタメトリン及びトラロメトリン」の食品安全基本法第24条第1項及び第2項に基づく食品健康影響評価について

(1-4) 「アビラマイシン」及び「ナラシン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

(1-5) 「*p*-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

(1-6) 「*p*-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について

(1-7) 「レア スウィート」に係る食品健康影響評価について

(2-1) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<オルビフロキサシン>

(2-2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤>

(3) 肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）における審議結果について<フラボフォスフォリポール>

- (4-1) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈シアントラニリプロール〉
- (4-2) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピリミジフェン〉
- (4-3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が別に定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈アザジラクチン〉
- (4-4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項ただし書きにおいて、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（特定農薬）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈エチレン〉
- (4-5) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項ただし書きにおいて、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（特定農薬）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈焼酎〉
- (4-6) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項ただし書きにおいて、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（特定農薬）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈電解次亜塩素酸水〉
- (4-7) 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤（ゴッシュ）〉
- (4-8) 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統〉
- (5-1) 食品安全関係情報（7月27日～8月9日収集分）について
- (5-2) 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報
- (6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成25年7月分）について